

## 第 5 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	専決処分 報 告	予 算	条 例	その他	計
件 数	2	2	10	6	20

#### (2) 議案の名称

##### < 専決処分報告 >

報告第 3 号 専決処分について（尼崎市私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件）

報告第 4 号 専決処分について（尼崎市私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件）

##### < 予算 >

議案第 77 号 平成 26 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 78 号 平成 26 年度尼崎市特別会計母子及び寡婦福祉資金貸付事業費補正予算（第 1 号）

##### < 条例 >

議案第 79 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

議案第 80 号 尼崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例について

議案第 81 号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第 82 号 尼崎市保育の実施に関する条例を廃止する条例について

議案第 83 号 尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例について

議案第 84 号 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 85 号 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例について

議案第 86 号 阪神間都市計画事業築地震災復興土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

- 議案第 87 号 尼崎市 J R 塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例について
- 議案第 88 号 尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について
- < その他 >
- 議案第 89 号 工事請負契約について ( 園和小学校校舎等改築工事 )
- 議案第 90 号 工事請負契約について ( 園和小学校校舎等改築工事のうち電気設備工事 )
- 議案第 91 号 工事請負契約について ( 園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事 )
- 議案第 92 号 工事請負契約の変更について ( 水堂小学校南棟改築等工事 )
- 議案第 93 号 調停及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について
- 議案第 94 号 訴えの提起について ( 建物明渡し等請求事件 )

## 2 その他の報告

- (1) 平成 25 年度尼崎市繰越明許費に係る歳出予算の経費の繰越し  
2 事業 4,019,924 千円
- (2) 平成 25 年度尼崎市事故繰越しに係る歳出予算の経費の繰越し  
5 事業 426,638 千円
- (3) 平成 25 年度尼崎市水道事業会計継続費の繰越額の使用  
1 事業 433,365 千円
- (4) 平成 25 年度尼崎市水道事業会計予算の繰越額の使用  
1 事業 177,693 千円
- (5) 平成 25 年度尼崎市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用  
1 事業 290,564 千円
- (6) 平成 25 年度尼崎市下水道事業会計予算の繰越額の使用  
1 事業 2,295,787 千円
- (7) 議会の指定に基づく専決処分
- ・ 和解及び損害賠償の額の決定
 

交通事故	2 件	568,103 円
その他の事故	7 件	1,502,921 円

## 3 追加提出予定案件

< 予算 >

- ・ 平成 26 年度尼崎市一般会計補正予算 ( 第 2 号 )

第5回尼崎市議会定例会

# 議案説明資料











&lt; 平成 26 年 6 月定例会 &gt;

種 別	予 算	番 号	議案第 77 号	所 管	各事業所管課
件 名	平成 26 年度尼崎市一般会計補正予算 ( 第 1 号 )				
内 容					
1	補正予算の規模 ( 単位 : 千円 )				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	199,810,000	20,352	199,830,352		
2	歳入歳出補正予算額 ( 単位 : 千円 )				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	県支出金	14,407	総務費	1,445	
	繰入金	1,445	商工費	7,407	
	諸収入	4,500	消防費	4,500	
			教育費	7,000	
	合 計	20,352	合 計	20,352	
3	補正予算の内容 国の経済対策により兵庫県において設置されている「消費者行政活性化事業基金」を活用し、消費者行政活性化事業を実施するほか、「ひょうご教育創造プラン」に基づく県からの受託事業として、放課後における補充学習の拡充等を行う。費目別事業概要は別紙のとおり。				



## 費目別事業概要

<b>総務費</b>	1,445 千円
減債基金積立金	1,445 千円
今回の補正予算における収支剰余を減債基金に積み立てる。	
<b>商工費</b>	7,407 千円
消費者行政活性化事業費	7,407 千円
県の消費者行政活性化事業基金を活用し、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業等を行う。	
<b>消防費</b>	4,500 千円
消防団活動事業費	1,000 千円
宝くじの社会貢献広報事業による助成金を活用し、消防団員の安全確保に必要なライフジャケットを整備する。	
消防設備整備事業費	3,500 千円
宝くじの社会貢献広報事業による助成金を活用し、自主防災組織等の育成を図るため、訓練指導用資機材等を整備する。	
<b>教育費</b>	7,000 千円
学力向上クリエイト事業費	7,000 千円
「ひょうご教育創造プラン」に基づく県からの受託事業として、放課後における補充学習の拡充等を行う。	



## &lt; 平成 26 年 6 月定例会 &gt;

種 別	予算	番 号	議案第 7 8 号	所 管	こども家庭支援課
件 名	平成 26 年度尼崎市特別会計母子及び寡婦福祉資金貸付事業費補正予算( 第 1 号 )				
内 容					
1	補正予算の規模				
	( 単位 : 千円 )				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	31,280	4,302	35,582		
2	歳入歳出補正予算額				
	( 単位 : 千円 )				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰越金	4,302	公債費	2,857	
			諸支出金	1,445	
	合 計	4,302	合 計	4,302	
3	補正予算の内容				
	(1) 公債費				
	・ 市債償還金	2,857千円			
	母子及び寡婦福祉法施行令の改正に伴う特別会計の剰余金にかかる国への償還額の変更分を支出する。				
	(2) 諸支出金				
	・ 一般会計繰出金	1,445千円			
	母子及び寡婦福祉法施行令の改正に伴う特別会計の剰余金にかかる一般会計への繰出額の変更分を支出する。				



## &lt;平成26年6月定例会&gt;

種 別	条 例	番 号	議案第79号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 地方税法の一部改正等に伴い、所要の整備を行うもの				
2	主な改正内容				
(1)	法人の市民税の法人税割に係る税率を14.7%から12.1%に改める。 【条例第33条の7第2項】				
(2)	中小法人に対する法人の市民税の不均一課税について、適用要件に該当した場合に法人税割額から控除する額を、当該法人税割額に14.7分の2.4を乗じて計算した額から当該法人税割額に12.1分の2.4を乗じて計算した額に改める。 【条例第33条の7の2第1項】				
(3)	新築住宅（中高層耐火建築住宅を含む。）に係る固定資産税の減額措置（新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分（中高層耐火建築住宅は5年度分）に限り、居住部分の床面積120㎡までの固定資産税額を2分の1に減額する制度）の適用期限（平成26年3月31日まで）を、平成28年3月31日までに延長する。 【条例第49条及び第50条】				
(4)	小型特殊自動車で農耕作業（刈取脱穀作業を含む。）の用に供されるものについては、課税免除とする。 【条例第61条】				
(5)	軽自動車税の税率について、四輪以上の自家用乗用車は1.5倍に、その他の区分の車両は約1.25倍に、原動機付自転車及び二輪車は1.5倍又は2,000円に改める。 【条例第62条】				
(6)	浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者等が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備の償却資産に係る固定資産税の課税標準については、5年度分その価格に3分の2を乗じて得た額とする。 【条例附則第9項】				
(7)	平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器の償却資産に係る固定資産税の課税標準については、3年度分その価格に4分の3を乗じて得た額とする。 【条例附則第9項】				

(8) 平成26年4月1日から平成28年3月31日までに、公共の危害防止のために設置された汚水又は廃液処理施設の償却資産に係る固定資産税の課税標準については、その価格に3分の1を乗じて得た額とする。

【条例附則第9項】

(9) 平成26年4月1日から平成28年3月31日までに、公共の危害防止のために設置された大気汚染防止法に規定する指定物質排出抑制施設及び公共の危害防止のために設置された土壌汚染対策法に規定する特定有害物質排出抑制施設の償却資産に係る固定資産税の課税標準については、その価格に2分の1を乗じて得た額とする。

【条例附則第9項】

(10) 耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置(耐震診断が義務付けられ、その結果が所管行政庁に報告された家屋について、政府の補助を受けて、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に耐震基準に適合させるよう改修工事を行った場合において、申告したものに限り、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分、当該家屋に係る固定資産税額の2分の1に相当する金額(2分の1に相当する金額が工事費の2.5%に相当する金額を超える場合は、2.5%に相当する金額)を減額する制度)の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定を追加する。

【条例附則の追加】

(11) 新規検査から13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車税の税率を、四輪以上の自家用乗用車は約1.8倍に、その他の区分の車両は約1.5倍に改める。

【条例附則の追加】

### 3 施行期日

公布の日。ただし、2(1)及び(2)は平成26年10月1日、2(4)及び(5)は平成27年4月1日、2(11)は平成28年4月1日とする。

尼崎市市税条例（第1条関係）

改正後	現行
<p>（市民税の納税義務者等）</p> <p>第17条 1～3 略</p> <p>4 <u>外国法人</u>（<u>法第24条第3項に規定する外国法人をいう。以下同じ。</u>）に対するこの節の規定の適用については、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</p> <p>5 略</p>	<p>（市民税の納税義務者等）</p> <p>第17条 1～3 略</p> <p>4 <u>外国法人</u> _____に対するこの節の規定の適用については、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</p> <p>5 略</p>
<p>（所得割の課税標準）</p> <p>第19条 1～13 略</p> <p>14 <u>特定株式等譲渡所得金額</u>（<u>法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下この款において同じ。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものとする。</p> <p>15 略</p>	<p>（所得割の課税標準）</p> <p>第19条 1～13 略</p> <p>14 <u>特定株式等譲渡所得金額</u>（<u>法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下この款において同じ。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものとする。</p> <p>15 略</p>
<p>（税額控除）</p> <p>第25条 1・2 略</p> <p>3 所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市民税の所得割に相当する税（以下この項において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額及び法第37条の3の控除の限度額で令で定めるものの<u>合計額</u>を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額（令で定める金額に限る。）を、その者の第22条第2項及び第3項並びに前2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>（税額控除）</p> <p>第25条 1・2 略</p> <p>3 所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市民税の所得割に相当する税（以下この項において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額及び法第37条の3の控除の限度額で令で定めるもの_____を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額（令で定める金額に限る。）を、その者の第22条第2項及び第3項並びに前2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

<p>4 ~ 8 略</p> <p>(法人の市民税の税率)</p> <p>第33条の7 略</p> <p>2 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>3 ~ 6 略</p> <p>(中小法人に対する不均一課税)</p> <p>第33条の7の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(法第292条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下この款において同じ。)が年4,000,000円以下であるものに対する当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。第5項において同じ。)分又は当該連結事業年度分の法人税割額は、前条第2項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>12.1分の2.4</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 ~ 5 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条の8 1 ~ 4 略</p> <p>5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)で、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため、同法第80</p>	<p>4 ~ 8 略</p> <p>(法人の市民税の税率)</p> <p>第33条の7 略</p> <p>2 法人税割の税率は、<u>100分の14.7</u>とする。</p> <p>3 ~ 6 略</p> <p>(中小法人に対する不均一課税)</p> <p>第33条の7の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(法第292条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下この款において同じ。)が年4,000,000円以下であるものに対する当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。第5項において同じ。)分又は当該連結事業年度分の法人税割額は、前条第2項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>14.7分の2.4</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 ~ 5 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条の8 1 ~ 4 略</p> <p>5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)で、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため、同法第80</p>
--	--

条(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定によって法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第1項、前項、第8項又は第9項の規定にかかわらず、これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について法第292条第1項第4号の4に規定する個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額を控除するものとする。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった額に限る。

6～9 略

10 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は県民税の法人税割及び利子割若しくは市民税の法人税割に相当する税(以下この項において「外国の法人税等」という。)を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び地方法人税法(平成26年法律第11

条(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定によって法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第1項、前項、第8項又は第9項の規定にかかわらず、これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について法第292条第1項第4号の4に規定する個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額を控除するものとする。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった額に限る。

6～9 略

10 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が外国の法令により課される法人税\_\_\_\_\_又は県民税の法人税割及び利子割若しくは市民税の法人税割に相当する税(以下この項において「外国の法人税等」という。)を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び\_\_\_\_\_

号)第12条第1項の控除の限度額で令で定めるもの又は同条第2項の控除の限度額で令で定めるもの並びに法第53条第24項の控除の限度額で令で定めるものの合計額を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額(令で定める金額に限る。)を第1項(予定申告法人に係るものを除く。)、第4項又は前2項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

11～18 略

(新築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第49条 昭和38年1月2日から平成28年3月31日までの間に新築された住宅(区分所有に係る家屋にあっては人の居住の用に供する専有部分のうち令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあっては人の居住の用に供する家屋のうち令で定める家屋をいう。以下この条及び次条において同じ。)で令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条又は法附則第15条の7第1項若しくは第2項若しくは附則第15条の8第1項若しくは第3項から第5項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。)にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

法第53条第24項の控除の限度額で令で定めるもの\_\_\_\_\_を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額(令で定める金額に限る。)を第1項(予定申告法人に係るものを除く。)、第4項又は前2項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

11～18 略

(新築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第49条 昭和38年1月2日から平成26年3月31日までの間に新築された住宅(区分所有に係る家屋にあっては人の居住の用に供する専有部分のうち令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあっては人の居住の用に供する家屋のうち令で定める家屋をいう。以下この条及び次条において同じ。)で令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条又は法附則第15条の7第1項若しくは第2項若しくは附則第15条の8第1項若しくは第3項から第5項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。)にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

(新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第50条 昭和39年1月2日から平成28年3月31日までの間に新築された中高層耐火建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当する建築物で、地上階数(令で定めるところにより計算した地上階数をいう。)3以上を有するものをいう。)である住宅で令で定めるものに対して課する固定資産税については、法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は附則第15条の8第1項若しくは第3項から第5項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。)にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

(軽自動車税の納税義務者等)

第60条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下この節において「軽自動車等」という。)に対し、その所有者(法第442条の2第2項の規定により所有者とみなされる者を含む。第69条の2第5項を除き、以下この節において同じ。)に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することがで

(新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第50条 昭和39年1月2日から平成26年3月31日までの間に新築された中高層耐火建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当する建築物で、地上階数(令で定めるところにより計算した地上階数をいう。)3以上を有するものをいう。)である住宅で令で定めるものに対して課する固定資産税については、法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は附則第15条の8第1項若しくは第3項から第5項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。)にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

(軽自動車税の納税義務者等)

第60条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者(法第442条の2第2項の規定により所有者とみなされる者を含む。以下軽自動車税について同じ)に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することがで

きない者であるときは、前項の規定にかかわらず、軽自動車税は、その使用者に課する。ただし、当該軽自動車等が公用又は公共の用に供するものであると市長が認める場合は、この限りでない。

(軽自動車税の課税免除)

第61条 軽自動車等のうち、商品(規則で定めるものに限る。第69条の2第1項において同じ。)であるもの及び小型特殊自動車で農耕作業(刈取脱穀作業を含む。)の用に供されるもの(以下「農耕作業用自動車」という。)に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第62条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等の区分に応じ、1台につき、  
当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車

ア 2輪のもの(側車付のものを含む。)

きない者である場合においては  
\_\_\_\_\_、その使用者に課する。ただし、\_\_\_\_\_公用又は公共の用に供すると認めるものについて\_\_\_\_\_は、この限りでない。

(軽自動車税の課税免除)

第61条 軽自動車等のうち商品であって使用しないもの  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第62条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し\_\_\_\_\_、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 1,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,200円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円

エ 3輪以上のもの(省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車

ア 2輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600円

イ 3輪のもの 年額 3,900円

ウ 4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(3) 小型特殊自動車 年額 5,900円

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(4) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

(軽自動車税に関する申告\_\_\_\_\_)

第67条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、当該軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、省令で定める申告書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。申告書に記載された事項に異動を生じた場合においても\_\_\_\_、同様とする。

(軽自動車税に係る不申告に関する過料)

第68条 軽自動車等の所有者等が正当な理由なく前条の規定による申告を行わなかったときは、当該軽自動車等の所有者等 \_\_\_\_\_ に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 略

(軽自動車税の減免)

第69条 市長は、次のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、軽自動車税を減免することができる。ただし、第2号に該当する場合においては、1台分に限るもの

年額 2,400円

イ 3輪のもの 年額 3,100円

ウ 4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

自家用 年額 7,200円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000円

自家用 年額 4,000円

(3) 小型特殊自動車 \_\_\_\_\_

ア 農耕作業用(刈取脱穀作業用を含む。)

年額 1,600円

イ その他作業用 年額 4,700円

(4) 2輪の小型自動車 年額 4,000円

(軽自動車税に関する申告の義務)

第67条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、当該軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、省令で定める申告書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。申告書に記載された事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

(軽自動車税に係る不申告に関する過料)

第68条 軽自動車等の所有者等が \_\_\_\_\_ 前条の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 略

(軽自動車税の減免)

第69条 \_\_\_\_\_ 次のいずれかに該当し、市長において 必要があると認めるときは、軽自動車税を減免する \_\_\_\_\_。ただし、第2号に該当する場合においては、1台に限る

とする。

(1) 公益のため直接その目的で軽自動車等を使用するとき。

(2) 身体障害者が軽自動車等を所有し、これを自ら使用するとき。

2 前項各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、軽自動車税を減免することができる。

3 前2項の規定による減免を受けようとする者は、納期限までに、その軽自動車等について減免を受けようとする年度及び税額並びに次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)

(2)~(4) 略

(5) その他市長が必要と認める事項

4 第1項及び第2項の規定による減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

(原動機付自転車等に係る標識の交付等)

第69条の2 主たる定置場が本市内に存する原動機付自転車又は小型特殊自動車(農耕作業用自動車を除く。)(商品であるものを除く。以下この項、次項及び第4項において「原動機付自転車等」という。)の所有者又は使用者(当該原動機付自転車等に係る軽自動車税の納税義務者であるものに限る。)(同項において「所有者等」という。)は、規則で定めるところにより、市長からその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により標識の交付を受けた者は、第4項の規定により当該標識を市長に返還するまでの間、当該交付に係る原動機付自転車等

\_\_\_\_\_。

(1) 公益のため直接その目的に専用する軽自動車等

(2) 身体障害者が所有し、かつ、専用する軽自動車等

2 前項各号に掲げるもののほか、市長において特に必要があると認めるときは、軽自動車税を減免することができる。

3 前2項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする年度及び税額並びに次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称

(2)~(4) 略

(5) その他市長において必要と認める事項

4 第1項及び第2項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(軽自動車等の標識の交付等)

第69条の2 原動機付自転車又は小型特殊自動車(以下本条において「原動機付自転車等」という。)に対して課せられる軽自動車等の所有者等となった者は、第67条の申告書を提出する際、当該原動機付自転車又は当該小型特殊自動車(以下本条において「当該原動機付自転車等」という。)を呈示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

2 法第443条第1項に規定する者の所有する原動機付自転車等で公用又は公共の用に供するものに対しては、所有者の申請によって、

<p><u>の車体の見やすい場所に当該標識を常に取り付けていなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により標識の交付を受けた者は、当該標識を譲渡し、若しくは貸し付け、又は不正に使用してはならない。</u></p> <hr/> <p>4 <u>第1項の規定により標識の交付を受けた者は、当該交付に係る原動機付自転車等の所有者等でなくなったとき又は当該原動機付自転車等の主たる定置場が本市内に存しなくなったときは、規則で定めるところにより、当該標識を市長に返還しなければならない。</u></p> <p>5 <u>農耕作業用自動車(主たる定置場が本市内に存するものに限る。以下同じ。)の所有者(当該農耕作業用自動車を業として販売するために所有している者を除く。)は、規則で定めるところにより、市長からその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。</u></p> <p>6 <u>第2項から第4項までの規定は、前項の規定により標識の交付を受けた者について準用する。この場合において、第2項中「第4項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第4項」と、「原動機付自転車等」とあるのは「農耕作業用自動車」と、第4項中「原動機付自転車等の所有者等」とあるのは「農耕作業用自動車の所有者」と、「原動機付自転車等の主たる」とあるのは「農耕作業用自動車の主たる」と読み替えるものとする。</u></p> <p>7 <u>本市内において原動機付自転車又は小型特殊自動車(以下この項において「原動機付自転車等」という。)の販売を業とする者は、その扱う商品である原動機付自転車等に試乗し、又は第三者に試乗させようとするときは、規則で定めるところにより、市長からその車体に取り付けるべき試乗標識の交付を受けなければならない。</u></p> <p>8 <u>第2項から第4項までの規定は、前項の規定</u></p>	<p><u>その車体に取り付けるべき免税標識を交付する。</u></p> <p>3 <u>第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車等の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項の標識の交付を受けた後において、当該原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、第67条の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識を返納しなければならない。</u></p> <hr/> <p>5 <u>第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、その標識を返納しなければならない。</u></p> <p>6 <u>第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちに届け出て、その再交付を受けなければならない。</u></p> <hr/> <p>7 <u>前項の規定により標識を再交付する場合には、弁償金として規則で定める額を徴収する。</u></p> <hr/> <p>8 <u>第1項、第2項又は次項の標識は、これを譲</u></p>
--	--

により試乗標識の交付を受けた者について準用する。この場合において、第2項中「第4項」とあるのは「第8項において読み替えて準用する第4項」と、「当該標識」とあるのは「当該試乗標識」と、第3項中「当該標識」とあるのは「当該試乗標識」と、第4項中「当該交付に係る原動機付自転車等の所有者等でなくなったとき又は当該原動機付自転車等の主たる定置場が本市内に存しなくなった」とあるのは「本市内において原動機付自転車等の販売を業として行わなくなった」と、「当該標識」とあるのは「当該試乗標識」と読み替えるものとする。

(事業所税の申告納付)

第102条 事業所等において次に掲げる者が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、次に掲げる者の区分に応じ、当該号に定める期限までに、各課税標準の算定期間に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出すると

渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

9 原動機付自転車等の販売業者は、商品である原動機付自転車等を試乗し、又は試乗させる場合においては、当該原動機付自転車等に試乗標識を取り付けなければならない。

10 前項の標識を交付又は再交付する場合には、弁償金として規則で定める額を徴収する。

11 第9項の標識の交付を受けた者が、市内で営業しなくなったときは、直ちにその標識を返納しなければならない。

12 軽自動車及び2輪の小型自動車に対する軽自動車税の賦課に関し市長において必要があると認めるときは、軽自動車又は2輪の小型自動車に標識を取り付けさせることができるものとし、これら標識を取り付けさせる場合においては、第1項から第8項までの規定を準用する。

(事業所税の申告納付)

第102条 事業所等において次に掲げる者が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、\_\_\_\_、当該号に定める期限までに、各課税標準の算定期間に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出すると

もに、その申告した税額を納付しなければならない。

(1) 法人 各事業年度終了の日から2月以内  
(外国法人が第97条の2第1項に  
規定する納税管理人を定めないで法  
の施行地に事業所等を有しないこと  
となる場合(同条第2項に規定する認  
定を受けた場合を除く。))には、当該  
事業年度終了の日から2月を経過し  
た日の前日又は当該事業所等を有し  
ないこととなる日のいずれか早い日  
まで)

(2) 略

2・3 略

附則

1～6 略

(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免  
除)

7 法附則第15条第31項の規定の適用を受  
ける償却資産(太陽光を電気に変換する設備及  
びその付属設備で、平成25年4月1日から同  
項に規定する取得の期間の末日までに新たに  
取得され、かつ、規則で定める要件を備えるも  
のに限る。以下この項において「適用償却資産」  
という。)に対しては、当該適用償却資産に対  
して固定資産税を課するとしたならば新たに  
課されることとなる年度から3年度分に限り、  
固定資産税を課さない。

8 略

(固定資産税等の課税標準の特例)

9 次の各号に掲げる規定の条例で定める割合  
は、当該各号に定める割合とする。

- (1) 法附則第15条第2項第1号 3分の1
- (2) 法附則第15条第2項第2号 2分の1
- (3) 法附則第15条第2項第3号 2分の1
- (4) 法附則第15条第2項第6号 4分の3
- (5) 法附則第15条第8項 3分の2

もに、その申告した税額を納付しなければならない。

(1) 法人 各事業年度終了の日から2月以内

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

(2) 略

2・3 略

附則

1～6 略

(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免  
除)

7 法附則第15条第34項の規定の適用を受  
ける償却資産(太陽光を電気に変換する設備及  
びその付属設備で、平成25年4月1日から同  
項に規定する取得の期間の末日までに新たに  
取得され、かつ、規則で定める要件を備えるも  
のに限る。以下この項において「適用償却資産」  
という。)に対しては、当該適用償却資産に対  
して固定資産税を課するとしたならば新たに  
課されることとなる年度から3年度分に限り、  
固定資産税を課さない。

8 略

(固定資産税の課税標準等の特例)

9 法附則第15条第2項第6号の条例で定め  
る割合は、4分の3とし、同条第9項及び第3  
7項の条例で定める割合は、3分の2とする。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

(6) 法附則第 15 条第 3 4 項 3 分の 2

(7) 法附則第 15 条第 3 7 項 3 分の 2

(8) 法附則第 15 条第 3 8 項 4 分の 3

10～41 略

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4.2 法附則第 15 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修(同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び附則第 4 4 項において同じ。)が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準(法附則第 15 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準をいう。附則第 4 4 項において同じ。)に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

4.3 略

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4.4 法附則第 15 条の 10 第 1 項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用で省令附則第 7 条

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

10～41 略

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4.2 法附則第 15 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 2 4 項に規定する基準を満たす

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

4.3 略

<p><u>第 1 1 項に規定する補助の算定の基礎となつたもの</u></p> <p><u>4 5 前項の規定にかかわらず、法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出することができなかつた理由を当該申告書に記載しなければならない。</u></p> <p><u>4 6 略</u></p> <p><u>4 7 略</u></p> <p><u>4 8 附則第 4 6 項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。</u></p> <p><u>4 9 略</u></p> <p><u>5 0 略</u></p> <p><u>5 1 附則第 4 9 項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。</u></p> <p><u>5 2 略</u></p>	<p><u>4 4 略</u></p> <p><u>4 5 略</u></p> <p><u>4 6 附則第 4 4 項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。</u></p> <p><u>4 7 略</u></p> <p><u>4 8 略</u></p> <p><u>4 9 附則第 4 7 項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。</u></p> <p><u>5 0 略</u></p>
--	---

尼崎市市税条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>（市民税の納税義務者等）</p> <p>第17条 1～3 略</p> <p>4 外国法人（法292条第1項第3号ロに規定する外国法人をいう。以下同じ。）に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）</u>をもってその事務所又は事業所とする。</p> <p>5 略</p>	<p>（市民税の納税義務者等）</p> <p>第17条 1～3 略</p> <p>4 外国法人（法第24条第3項に規定する外国法人をいう。以下同じ。）に対するこの節の規定の適用については、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）に規定する場所</u>をもってその事務所又は事業所とする。</p> <p>5 略</p>
<p>（所得割の課税標準）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）</u>に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定するものとする。</p> <p>3～10 略</p> <p>11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第57条の2第2項に規定する特定支出の額の合計額が<u>同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する金額</u>を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第26条第1項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第57条の2第1項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除</p>	<p>（所得割の課税標準）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は<u>令</u>に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定するものとする。</p> <p>3～10 略</p> <p>11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第57条の2第2項に規定する特定支出の額の合計額が<u>次に掲げる区分に応じ当該号に定める</u>金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第26条第1項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第57条の2第1項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除</p>

<p>する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>12～15 略</p> <p>(税額控除)</p> <p>第25条 1・2 略</p> <p>3 所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市民税の所得割に相当する税(所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この項において「外国の所得税等」という。)を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額及び同法第165条の6第1項の控除限度額並びに法第37条の3の控除の限度額で令で定めるものの合計額を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額(令で定める金額に限る。)を、その者の第22条第2項及び第3項並びに前2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>4～8 略</p> <p>(法人の市民税の税率)</p> <p>第33条の7 1～4 略</p> <p>5 第1項の場合において、第3項第1号から第</p>	<p>する。</p> <p>(1) 前年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等(次号において「給与等」という。)の収入金額が15,000,000円以下である場合 同条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) 前年中の給与等の収入金額が15,000,000円を超える場合 1,250,000円</p> <p>12～15 略</p> <p>(税額控除)</p> <p>第25条 1・2 略</p> <p>3 所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市民税の所得割に相当する税(_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____以下この項において「外国の所得税等」という。)を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額及び_____</p> <p>_____法第37条の3の控除の限度額で令で定めるものの合計額を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額(令で定める金額に限る。)を、その者の第22条第2項及び第3項並びに前2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>4～8 略</p> <p>(法人の市民税の税率)</p> <p>第33条の7 1～4 略</p> <p>5 第1項の場合において、第3項第1号から第</p>
--	--

3号までに掲げる法人の資本金等の額又は従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日(同項第1号に掲げる法人で第33条の8第1項の法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるもの及び第3項第2号に掲げる法人にあつては、当該法人の資本金等の額については、令で定める日)現在における資本金等の額又は従業者数の合計数による。

6 略

(中小法人に対する不均一課税)

第33条の7の2 1~4 略

5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。)又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。)の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は次条第2項の規定によって申告納付すべき法人に対して第1項の規定を適用する場合における法人税額又は個別帰属法人税額は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度又は前連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額による。

(法人の市民税の申告納付)

第33条の8 法人税法第71条第1項\_\_\_\_\_

第74条第1項\_\_\_\_\_

3号までに掲げる法人の資本金等の額又は従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日(同項第1号に掲げる法人で第33条の8第1項の法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。))\_\_\_\_\_に規定する申告書を提出する義務があるもの及び第3項第2号に掲げる法人にあつては、当該法人の資本金等の額については、令で定める日)現在における資本金等の額又は従業者数の合計数による。

6 略

(中小法人に対する不均一課税)

第33条の7の2 1~4 略

5 法人税法第71条第1項(同法第145条において準用する場合を含む

\_\_\_\_\_。 )の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は次条第2項の規定によって申告納付すべき法人に対して第1項の規定を適用する場合における法人税額又は個別帰属法人税額は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度又は前連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額による。

(法人の市民税の申告納付)

第33条の8 法人税法第71条第1項(同法第

72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この款において同じ。)、第74条第1項(同法第145条において準用

\_\_\_\_、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)、第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務があり、かつ、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間(同法第71条第1項、第88条又は第144条の3第1項の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の開始の日から6月の期間とする。以下法人の市民税について同じ。)中において市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額(同法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。))、第88条又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人(以下この条及び第33条の12第1項において「予定申告法人」という。)にあつては、前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額(第33条の10第1項において「予定申告に係る法人税割額」という。))、同法第71条第1項、第74条第1項、第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の市民税の申告書」という。)を市長に提出し、及びその申告

する場合を含む。以下第11項を除き、この款において同じ。)、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)\_\_\_\_の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務があり、かつ、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間(同法第71条第1項又は第88条の申告書)に係る法人税額にあつては、当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の開始の日から6月の期間とする。以下法人の市民税について同じ。)中において市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額(同法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。))又は第88条の規定\_\_\_\_によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人(以下この条及び第33条の12第1項において「予定申告法人」という。)にあつては、前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額(第33条の10第1項において「予定申告に係る法人税割額」という。))、同法第71条第1項又は第74条第1項\_\_\_\_の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の市民税の申告書」という。)を市長に提出し、及びその申告した市民税額





度額で令で定めるものの合計額を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額（令で定める金額に限る。）を第1項（予定申告法人に係るものを除く。）、第4項又は前2項の規定により申告納付すべき法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から控除する。

11～17 略

18 法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は第2項の規定によって申告書を提出すべき法人で、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から6月の期間中において市内に寮等のみを有するものは、第1項（同法第71条第1項又は第144条の3第1項に係る部分に限る。）又は第2項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第33条の13 法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている法人は、同法第74条第1項又は第144条の6第1項に規定する申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、法第327条第1項に規定する期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額

度額で令で定めるものの合計額を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額（令で定める金額に限る。）を第1項（予定申告法人に係るものを除く。）、第4項又は前2項の規定により申告納付すべき法人税割額\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_から控除する。

11～17 略

18 法人税法第71条第1項\_\_\_\_\_の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は第2項の規定によって申告書を提出すべき法人で、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から6月の期間中において市内に寮等のみを有するものは、第1項（同条第1項）に係る部分に限る。）又は第2項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第33条の13 法人税法第75条の2第1項（同法第145条\_\_\_\_\_において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている法人は、同法第74条第1項\_\_\_\_\_に規定する申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、法第327条第1項に規定する期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額

に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2・3 略

附則

1～31 略

(軽自動車税の税率の特例)

32 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条 第2号イ	3,900円	4,600円
第62条 第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

33 略

34 略

35 略

36 略

37 略

38 略

39 略

40 附則第38項の規定は、平成7年度分の第26条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。)に附則第37項の規定の適

に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2・3 略

附則

1～31 略

32 略

第62条 第2号イ	3,900円	4,600円
第62条 第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

33 略

34 略

35 略

36 略

37 略

38 略

39 附則第37項の規定は、平成7年度分の第26条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。)に附則第37項の規定の適

用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

4 1 略

4 2 略

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 3 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修(同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び附則第45項において同じ。)が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準(法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第44項において同じ。)に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

4 4 略

4 5 略

4 6 略

4 7 略

4 8 略

4 9 附則第47項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。

5 0 略

5 1 略

5 2 附則第50項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することが

用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

4 0 略

4 1 略

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 2 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修(同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び附則第44項において同じ。)が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準(法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第44項において同じ。)に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

4 3 略

4 4 略

4 5 略

4 6 略

4 7 略

4 8 附則第46項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。

4 9 略

5 0 略

5 1 附則第49項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することが

できるときは、申告書への添付を省略させることができる。

53 略

できるときは、申告書への添付を省略させることができる。

52 略



&lt;平成26年6月定例会&gt;

種 別	条 例	番 号	議案第80号	所 管	消防局企画管理課
件 名	尼崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第56号)が施行され、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額が増額されたことに伴い、尼崎市消防団員退職報償金支給条例(昭和39年尼崎市条例第41号)を改正するもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>本市の退職した消防団員に支給する退職報償金の額を全階級で一律5万円増額(最低支給額20万円)するものとし、平成26年4月1日以後に退職した本市の消防団員に遡及して適用させる。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市消防団員退職報償金支給条例

改正後

別表

階 級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
団 員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

現 行

別表

階 級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	189,000円	294,000円	409,000円	544,000円	729,000円	929,000円
副団長	179,000円	279,000円	379,000円	484,000円	659,000円	859,000円
分団長	169,000円	268,000円	363,000円	463,000円	609,000円	799,000円
副分団長	164,000円	253,000円	338,000円	428,000円	574,000円	759,000円
部長及び班長	154,000円	233,000円	308,000円	388,000円	514,000円	684,000円
団 員	144,000円	214,000円	284,000円	359,000円	469,000円	639,000円



&lt; 平成 26 年 6 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 8 1 号	所 管	消防局予防課
件 名	尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号。以下「改正政令」という。)が公布され、コンロ、ストーブその他これらに類するもの(以下「対象火気器具等」という。)を多数の者の集合する催しに際して使用する場合の消火器の準備が義務付けられたこと及びこれらの催しに際し対象火気器具等を使用する露店、屋台その他これらに類するもの(以下「露店等」という。)の開設状況を予め把握するための届出について、規定の整備を行う。</p> <p>併せて、現行一定の延べ面積以上のものに設置が義務付けられている旅館、ホテル等の自動火災報知設備について、延べ面積にかかわらず設置するよう規定の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 対象火気器具等を多数の者の集合する催しで使用する場合における消火器の準備義務に係る規定を追加する。</p> <p>(2) 多数の者の集合する催しにおいて露店等を開設する場合の届出義務に関する規定を追加する。</p> <p>(3) 旅館、ホテル等については、その延べ面積にかかわらず、自動火災報知設備の設置を義務付けるため、自動火災報知設備に関する基準を整備する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成26年8月1日とする。ただし(2)については平成26年7月1日とし、(3)については平成27年4月1日とする。</p>					

尼崎市火災予防条例

改正後	現行
<p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第19条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4) 地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのない<u>                    </u>状態で使用すること。</p> <p>(5)～(6)省略</p> <p>(7) 本来の使用目的以外の<u>目的による使用その他の不適当な使用をしないこと。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 器具の周囲は、常に<u>整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。</u></p> <p>(10) <u>祭礼等(祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の不特定多数の者が集合する催しをいう。以下同じ。)の開催の際に使用するときは、発火した器具、燃料等の消火に適應するものとされる消火器を、火災が発生した時に直ちに使用することができる場所に備えておくこと。</u></p> <p>(11) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。</p> <p>(12) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。</p> <p>(13) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。</p> <p>(14) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定する者に必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。</p> <p>2 省略</p>	<p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第19条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのない<u>ような</u>状態で使用すること。</p> <p>(5)～(6)省略</p> <p>(7) 本来の使用目的以外に<u>使用する等不適当な使用をしないこと。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 器具の周囲は、常に、<u>整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。</u></p> <p>(10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。</p> <p>(11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。</p> <p>(12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。</p> <p>(13) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定する<u>もの</u>に必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。</p> <p>2 省略</p>
<p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第20条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第20条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

<p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。この場合において、同項第1号中「液体燃料を使用する器具の項」とあるのは、「固体燃料を使用する器具の項」と読み替えるものとする。</p> <p>( 気体燃料を使用する器具 )</p> <p>第21条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第19条第1項第1号から第11号までの規定を準用する。この場合において、同項第1号中「液体燃料を使用する器具の項」とあるのは「気体燃料を使用する器具の項」と、「移動式こんろ」とあるのは「調理用器具」と読み替えるものとする。</p> <p>( 電気を熱源とする器具 )</p> <p>第22条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第19条第1項第1号から第7号まで、<u>第9号及び第10号</u>の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、<u>同項第2号及び第5号から第7号</u>までの規定に限る。）を準用する。この場合において、同項第1号中「液体燃料を使用する器具の項」とあるのは「電気を熱源とする器具の項」と、「移動式ストーブ又は移動式こんろ」とあるのは「電気温風器、電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理</p>	<p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。この場合において、同項第1号中「液体燃料を使用する器具の項」とあるのは、「固体燃料を使用する器具の項」と読み替えるものとする。</p> <p>( 気体燃料を使用する器具 )</p> <p>第21条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第19条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。この場合において、同項第1号中「液体燃料を使用する器具の項」とあるのは「気体燃料を使用する器具の項」と、「移動式こんろ」とあるのは「調理用器具」と読み替えるものとする。</p> <p>( 電気を熱源とする器具 )</p> <p>第22条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第19条第1項第1号から第7号まで<u>及び第9号</u>の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、<u>第2号及び第5号から第7号</u>までの規定に限る。）を準用する。この場合において、同項第1号中「液体燃料を使用する器具の項」とあるのは「電気を熱源とする器具の項」と、「移動式ストーブ又は移動式こんろ」とあるのは「電気温風器、電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器、電気天</p>
--	---

器、電気天火、電子レンジ、電気ストーブ、電気乾燥器、電気乾燥機又は電気温水器」と、「移動式ストーブ等」とあるのは「電気温風器等」と読み替えるものとする。

(自動火災報知設備に関する基準)

第40条 次の各号に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)で、延べ面積が200平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの
- (3) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

2・3 省略

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第56条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

- (1) 火災と紛らわしい煙又は火災を発するお

火、電子レンジ、電気ストーブ、電気乾燥器、電気乾燥機又は電気温水器」と、「移動式ストーブ等」とあるのは「電気温風器等」と読み替えるものとする。

(自動火災報知設備に関する基準)

第40条 次の各号に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)で、延べ面積が150平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)で、延べ面積が200平方メートル以上のもの
- (3) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの
- (4) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

2・3 省略

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第56条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発する

<p>そのある行為</p> <p>(2) 煙火（<u>玩具用煙火</u>を除く。）の打上げ又は仕掛け</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>祭礼等における露店等（露店、屋台その他これらに類するものをいう。以下同じ。）（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等が使用されるものに限る。）の開設</u></p> <p>(5) 水道の断水又は減水</p> <p>(6) <u>露店等の開設又は道路の工事で消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのあるもの</u></p>	<p>おそれのある行為</p> <p>(2) 煙火（<u>がん具用煙火</u>を除く。）の打上げ又は仕掛け</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 水道の断水又は減水</p> <p>(5) _____消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある<u>露店の開設、道路の工事</u></p>
---	---



&lt; 平成 26 年 6 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 8 2 号	所 管	保 育 課
件 名	尼崎市保育の実施に関する条例を廃止する条例について				
内 容					
<p>1 廃止理由</p> <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）によって児童福祉法の規定が整備された。</p> <p>この改正により、児童福祉法において条例委任事項とされていた保育の実施に関する基準が、同法及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 98 号）に規定されることとなったため、当該条例を廃止する。</p> <p>2 現行規定内容</p> <p>児童福祉法第 24 条第 1 項の規定による保育の実施基準について定めるもの。</p> <p>3 施行期日</p> <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日</p>					

尼崎市保育の実施に関する条例

現 行

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による保育の実施について必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

&lt; 平成 2 6 年 6 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 8 3 号	所 管	児童課
件 名	尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)による児童福祉法の改正に伴い、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を条例で定めることとなった。</p> <p>これを踏まえて、児童ホームを公の施設として位置づけ、当該施設の適正な管理を行うとともに、従前からの児童ホームの運営を基本に利用に関する権利義務等を定めることを目的とした条例を新たに制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第2条関係)</p> <p>児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うための施設として児童ホームを設置する。</p> <p>(2) 利用資格(第5条関係)</p> <p>児童ホームを利用することができる者は、本市内に住所を有する児童の保護者で、そのいずれもが労働その他の事由により当該児童を養育することができないものとする。</p> <p>(3) 児童育成料(第9条関係)</p> <p>従前に引き続き、利用者は、1月につき10,000円の児童育成料を納付しなければならない。また、利用者が、通常の利用時間を超えて利用するときは、1月につき1,800円の延長児童育成料を、納付しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、児童育成料(延長児童育成料を含む。)を減免することができる。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成27年4月1日(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日が同月2日以後である場合にあっては、平成28年4月1日)</p>					



&lt; 平成 26 年 6 月定例会 &gt;

種 別	条例	番 号	議案第 84 号	所 管	子ども・子育て支援制度準備担当
件 名	尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由等</p> <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)が制定された。これに伴い、放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営の基準については、市町村が条例で定めるところとされたため、現行の尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例に加えるとともに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(以下「平成26年省令第62号」という。以下同じ。)が公布されたため、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等について</p> <p>厚生労働省令は、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」に区分され、それらをもとに基準を条例で定めるところとされたことから、この省令の基準を基本としつつ、尼崎市子ども・子育て審議会からの「子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の各種施設等の認可基準及び給付の対象施設等としての確認基準のあり方について(最終答申)」を踏まえ、本市の実情等を鑑み、条例を改正する。</p> <p>放課後児童健全育成事業</p> <p>ア 従うべき基準・・・職員の資格、員数</p> <p>イ 参酌すべき基準・・・ア以外の設備及び運営に関する事。</p> <p>家庭的保育事業等</p> <p>ア 従うべき基準・・・職員の資格、員数等</p> <p>イ 参酌すべき基準・・・ア以外の設備及び運営に関する事。</p> <p>(2) 保育所</p> <p>平成26年省令第62号において、保育所の業務の質の評価等が規定されたことから、同様の内容である項を削る。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準(第2条)</p> <p>事業者及び事業所の長は暴力団員等でないこと。</p> <p>運営が暴力団員等の支配を受けないこと。</p> <p>自己評価と改善を義務付け、その結果の公表に努めること。</p> <p>非常災害が発生した場合の対応と措置を講じること。</p>					

傷病者に対する応急手当等に関する講習の修了者の常時配置に努めること。  
研修計画の策定や研修結果の記録の整備等、計画的な人材育成に努めること。  
事故発生の防止及び発生時の対応の義務付け等  
関係機関との連携  
指導方針の決定等  
土曜日の開所に努めること。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準(第3条)

連携施設からの照会に対応することを義務付け

家庭的保育事業又は小規模保育事業C型に置く家庭的保育者のうち少なくとも1人は保育士の配置を義務付け

調理員のうち少なくとも1人は栄養士又は調理師の配置に努めること。

上記(1)、 、 ~ を読み替えて適用する。

(3) 児童福祉施設の設備及び運営の基準(第4条)

保育所の自己評価と改善の義務付け、自己評価の結果の公表に努める規定を削る。

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日



<p>「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。 _____</p> <p>_____</p> <p>2 放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)及び当該放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業所は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。</p> <p>5 放課後児童健全育成事業者は、前項の規定による評価の結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>6 放課後児童健全育成事業者は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 定期的に、前号の指針及び関係機関への連絡体制をその放課後児童健全育成事業所の職員並びにその放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下この条において「利用者」という。)及びその家族に周知すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>7 放課後児童健全育成事業者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定する</p>	<p>「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第32条第5号中「調理室」とあるのは、「医務室、調理室」とする。</p> <p>2 児童福祉施設の設置者及びその長 _____</p> <p>_____ は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。</p> <p>3 児童福祉施設 _____ は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。</p> <p>4 保育所等の設置者 _____ は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。</p> <p>5 保育所等の設置者 _____ は、前項の規定による評価の結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>6 児童福祉施設の設置者 _____ は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 定期的に、前号の指針及び関係機関への連絡体制を当該児童福祉施設の職員及び当該児童福祉施設に入所している者(以下「入所者」という。)又は _____ その家族に周知すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>7 保育所等の設置者 _____ は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定する</p>
--	--

ものを修了した者(当該講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。)をその放課後児童健全育成事業所に常時配置するよう努めなければならない。

8 放課後児童健全育成事業者は、省令第8条第2項に規定する研修(以下この項において「研修」という。)の実施計画をその放課後児童健全育成事業所の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めなければならない。

9 放課後児童健全育成事業者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその放課後児童健全育成事業所の長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該放課後児童健全育成事業所の職員に周知される体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその放課後児童健全育成事業所の職員に対して研修を行うこと。

10 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該事故が当該放課後児童健全育成事業者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該利用者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。

(削除)

ものを修了した者(当該講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。)を当該保育所等に常時配置するよう努めるものとする。

8 保育所等の設置者は、省令第7条の2第2項に規定する研修(以下この項において「研修」という。)の実施計画を当該保育所等の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めるものとする。

9 保育所等の設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が当該保育所等の長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該保育所等の職員に周知される体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び当該保育所等の職員に対して研修を行うこと。

10 児童福祉施設の設置者は、入所者に対する処遇により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該事故が児童福祉施設の設置者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該入所者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。

11 省令第33条第1項の規定により保育所に置くこととされている調理員(以下「調理員」という。)のうち少なくとも1人は、栄養士法

<p>1 1 放課後児童健全育成事業者は、日常的に係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、利用者等が安心してその放課後児童健全育成事業を利用することができる体制の確保に努めなければならない。</p> <p>1 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の発達に応じた指導方針を決定し、当該指導方針に基づいてその放課後児童健全育成事業を実施しなければならない。</p> <p>1 3 放課後児童健全育成事業者は、土曜日にその放課後児童健全育成事業所を開所するよう努めなければならない。</p> <p><u>(家庭的保育事業等の設備及び運営の基準)</u></p> <p>第3条 法第34条の16第1項の条例で定める基準は、次項から第6項までに規定するもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第7条に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。</p> <p>2 家庭的保育事業(法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)、小規模保育事業(同条第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。 )又は事業所内保育事業(同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。 )(以下「特定家庭的保育事業等」という。)を行う者は、その連携施設(省令第6条に規定する連携施設をいう。以下同</p>	<p><u>(昭和22年法律第245号)第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する者又は調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項に規定する調理師の免許を有する者でなければならない。</u></p> <p>1 2 児童福祉施設の設置者は、日常的に係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、入所者等が安心して当該児童福祉施設を利用することができる体制の確保に努めなければならない。</p>
---	---

じ。)から、当該連携施設に入所し、又は在籍している乳児又は幼児で当該特定家庭的保育事業等を利用していたものに関する保育状況等の照会があったときは、当該照会に応じなければならない。

3 省令第23条第1項の規定により家庭的保育事業所(省令第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所をいう。以下同じ。)に置くこととされている家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。)のうち少なくとも1人は、保育士でなければならない。

4 前項の規定は、小規模保育事業C型(省令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。)を行う事業所について準用する。この場合において、同項中「第23条第1項」とあるのは、「第34条第1項」と読み替えるものとする。

5 省令の規定で規則で定めるものにより家庭的保育事業所及び小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所に置くこととされている調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項に規定する栄養士の免許(以下「栄養士免許」という。)を有する者又は調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項に規定する調理師の免許(以下「調理師免許」という。)を有する者とするよう努めなければならない。

6 前条第2項及び第6項から第11項までの規定は家庭的保育事業等を行う者について、同条第3項の規定は家庭的保育事業等を行う事業所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

( 児童福祉施設の設備及び運営の基準 )

第4条 法第45条第1項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和

23年厚生省令第63号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（助産施設については省令第5条第4項及び第5項、第6条、第7条、第7条の2第2項、第10条並びに第14条の3第1項に規定する基準を、母子生活支援施設及び保育所（以下「保育所等」という。）については省令第5条第3項及び第6条に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第32条第5号中「調理室」とあるのは、「医務室、調理室」とする。

2 省令第33条第1項の規定により保育所に置くこととされている調理員（以下「調理員」という。）のうち少なくとも1人は、栄養士免許を有する者又は調理師免許を有する者でなければならない。

3 第2条第2項、第6項、第10項及び第11項の規定は児童福祉施設の設置者について、同条第3項の規定は児童福祉施設について、同条第4項及び第5項の規定は母子生活支援施設の設置者について、同条第7項から第9項までの規定は保育所等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付 則

1 略

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の特例)

2 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年尼崎市条例第号。以下「平成26年改正条例」という。）の施行の際現に存し、若しくは工事等のため供用が休止されている放課後児童健全育成事業所又は現に新築の工事中の建物で放課後児童健

付 則

1 略

全育成事業の用に供されるものについては、当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、省令第9条第2項及び第10条第4項に規定する基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)は、適用しない。

3 前項の規定は、平成26年改正条例の施行の日以後に新たに増築又は改築の工事に着手する場合については、適用しない。

(保育所の設備及び運営の基準の特例)

4 この条例の施行の際現に存し、若しくは工事等のため供用が休止されている保育所(満2歳に満たない者を入所させないものに限る。以下この項において同じ。)又は現に新築の工事中の建物で保育所の用に供されるものについては、当分の間、第4条第1項の規定にかかわらず、医務室を設けないことができる。

5 前項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに増築又は改築の工事に着手する場合については、適用しない。

6 この条例の施行の際現に調理員が置かれている保育所については、平成30年3月31日までの間、第4条第2項の規定は、適用しない。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存し、若しくは工事等のため供用が休止されている保育所(満2歳に満たない者を入所させないものに限る。以下この項において同じ。)又は現に新築の工事中の建物で保育所の用に供されるものについては、当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、医務室を設けないことができる。

3 前項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに増築又は改築の工事に着手する場合については、適用しない。

4 この条例の施行の際現に調理員が置かれている保育所については、平成30年3月31日までの間、第2条第11項の規定は、適用しない。



&lt; 平成 26 年 6 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 85 号	所 管	子ども・子育て支援制度準備担当
件 名	尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例について				
内 容					
<p>1 制定理由等</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）が制定された。これに伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準については、中核市が条例で定めることとされたため、新たに条例を制定する。</p> <p>また、内閣府・文部科学省・厚生労働省令（以下「省令」という。）は「従うべき基準」、「参酌すべき基準」に区分され、それらをもとに基準を条例で定めることとされたことから、この省令の基準を基本としつつ、尼崎市子ども・子育て審議会からの「子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の各種施設等の認可基準及び給付の対象施設等としての確認基準のあり方について（最終答申）」を踏まえ、本市の実情等を鑑み、条例を制定する。</p> <p>(1) 従うべき基準・・・学級の編制、配置するべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数、保育室の床面積等、運営に関する事項等</p> <p>(2) 参酌すべき基準・・・(1)以外の設備及び運営に関すること。</p> <p>2 主な制定内容(本市の独自基準)</p> <p>設置者及び園長は暴力団員等でないこと。          運営が暴力団等の支配を受けないこと。          自己評価と改善の義務付け。          外部評価とその結果を公表し、改善に努めること。          非常災害が発生した場合の対応と措置を講じること。          傷病者に対する応急手当等に関する講習の修了者の常時配置に努めること。          研修計画の策定や研修結果の記録の整備等、計画的な人材育成に努めること。          事故発生の防止及び発生時の対応の義務付け等。          調理員のうち少なくとも 1 人は、栄養士又は調理師の配置を義務付け。          関係機関との連携。</p> <p>3 施行期日</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行日</p>					



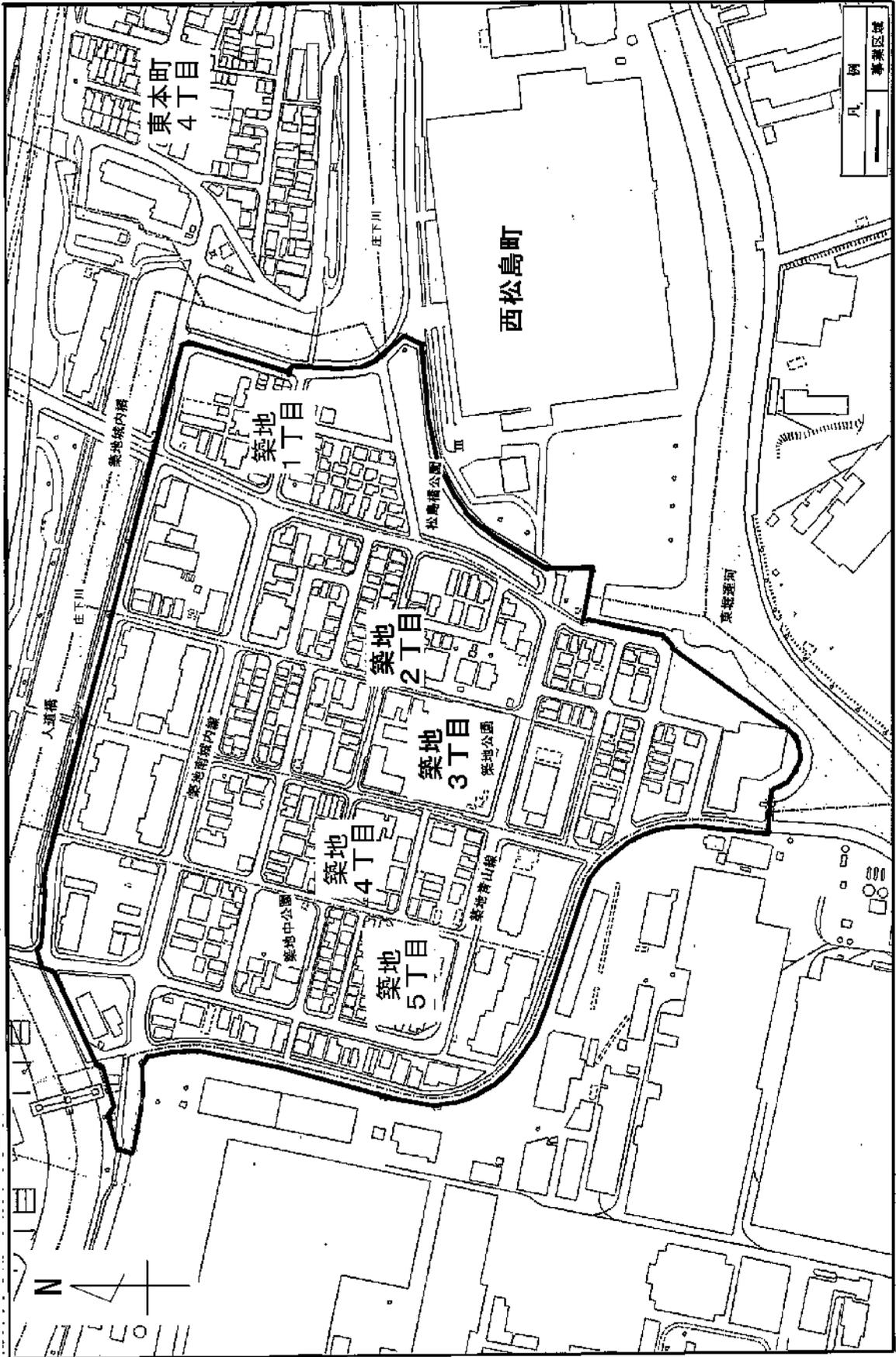
&lt; 平成 26 年 6 月定例会 &gt;

種 別	条例	番 号	議案第 86 号	所 管	市街地整備課																														
件 名	阪神間都市計画事業築地震災復興土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について																																		
内 容																																			
1	<p>廃止理由</p> <p>阪神間都市計画事業築地震災復興土地区画整理事業については、平成 19 年 11 月 30 日付けで換地処分公告を行い、その後、清算事務が終了し、平成 26 年 3 月 31 日に土地区画整理事業が完了したことから本施行規程を廃止する。</p>																																		
2	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>																																		
3	<p>事業概要</p> <p>施行地区 裏面区域図のとおり</p> <p>施行面積 約 13.7 ha</p> <p>施行期間 平成 7 年 12 月 27 日～平成 26 年 3 月 31 日</p> <p>権 利 者 354 名 ( 整理後 )</p> <p>総事業費 約 183 億円 ( 国庫補助金 60.7 億円、公共施設管理者負担金 1.9 億円、一般財源等 120.4 億円 )</p> <p>公共施設の整備概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>名 称</th> <th>幅 員 ( m )</th> <th>延 長 ( m )</th> <th>面 積 ( m<sup>2</sup> )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幹線道路</td> <td>築地南城内線</td> <td>16.0</td> <td>487.1</td> <td>7,702</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td>築地青山線</td> <td>12.0</td> <td>646.4</td> <td>7,976</td> </tr> <tr> <td>区画道路</td> <td>19 路線</td> <td>4～12</td> <td>3,552.7</td> <td>26,234</td> </tr> <tr> <td>公 園</td> <td>4 箇所</td> <td></td> <td></td> <td>9,006</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50,918</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	名 称	幅 員 ( m )	延 長 ( m )	面 積 ( m <sup>2</sup> )	幹線道路	築地南城内線	16.0	487.1	7,702	"	築地青山線	12.0	646.4	7,976	区画道路	19 路線	4～12	3,552.7	26,234	公 園	4 箇所			9,006	合 計				50,918
区 分	名 称	幅 員 ( m )	延 長 ( m )	面 積 ( m <sup>2</sup> )																															
幹線道路	築地南城内線	16.0	487.1	7,702																															
"	築地青山線	12.0	646.4	7,976																															
区画道路	19 路線	4～12	3,552.7	26,234																															
公 園	4 箇所			9,006																															
合 計				50,918																															
4	<p>事業経緯</p> <p>都市計画の決定 平成 7 年 8 月 8 日</p> <p>事業計画の決定 平成 7 年 12 月 27 日</p> <p>換地計画の認可 平成 19 年 5 月 8 日</p> <p>換地処分公告 平成 19 年 11 月 30 日</p>																																		

施行区域図

築地震災復興土地区画整理事業

阪神間都市計画事業



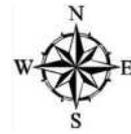
&lt; 平成 26 年 6 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 87 号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎市 J R 塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>本地区計画については、大規模工場跡地の土地利用にあたって、地区北側等の大規模工場の操業環境に配慮しつつ、道路、公園等の公共施設の整備及び良質な都市型住宅や生活利便施設などの新たな機能の導入により、駅前にふさわしい環境に配慮した良好な都市環境の形成を図ることを目的として、本市都市計画審議会による審議等、所定の手続きを経て都市計画決定されたところである。</p> <p>この地区計画で定められた事項のうち、特に重要な事項について、建築基準法に基づく建築確認の審査や、違反に対する罰則及び是正指導等の対象とすることで、地区計画の実現を担保するため、建築基準法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 適用区域及び地区の区分 裏面別図のとおり</p> <p>(2) 建築物等の用途の制限</p> <p>ア 北地区内においては、次に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <p>(ア) 畜舎(床面積が 15 m<sup>2</sup>を超えるもの)、マージャン屋、カラオケボックス等</p> <p>(イ) 店舗面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える物品販売業を営む店舗</p> <p>(ウ) 作業場の床面積が 50 m<sup>2</sup>を超える原動機使用工場等</p> <p>イ 南地区内においては、次に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <p>(ア) 畜舎(床面積が 15 m<sup>2</sup>を超えるもの)、マージャン屋等</p> <p>(イ) 店舗面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超える物品販売業を営む店舗</p> <p>(ウ) 作業場の床面積が 150 m<sup>2</sup>を超える原動機使用工場等</p> <p>(3) 建築物の高さ等の最高限度</p> <p>地区計画で定められた特定の区域内：建築物の高さ 10 m、軒の高さ 7 m</p> <p>(4) 建築物の敷地面積の最低限度</p> <p>500 m<sup>2</sup>(ただし、戸建住宅等は 1 戸当たり 100 m<sup>2</sup>)</p> <p>(5) 壁面の位置の制限</p> <p>ア 道路境界線までの距離：地区計画で定められた位置・高さに応じて 1 ~ 1.2 m</p> <p>イ 敷地境界線までの距離：高さに応じて 0.5 ~ 6 m</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 26 年 8 月 1 日</p>					

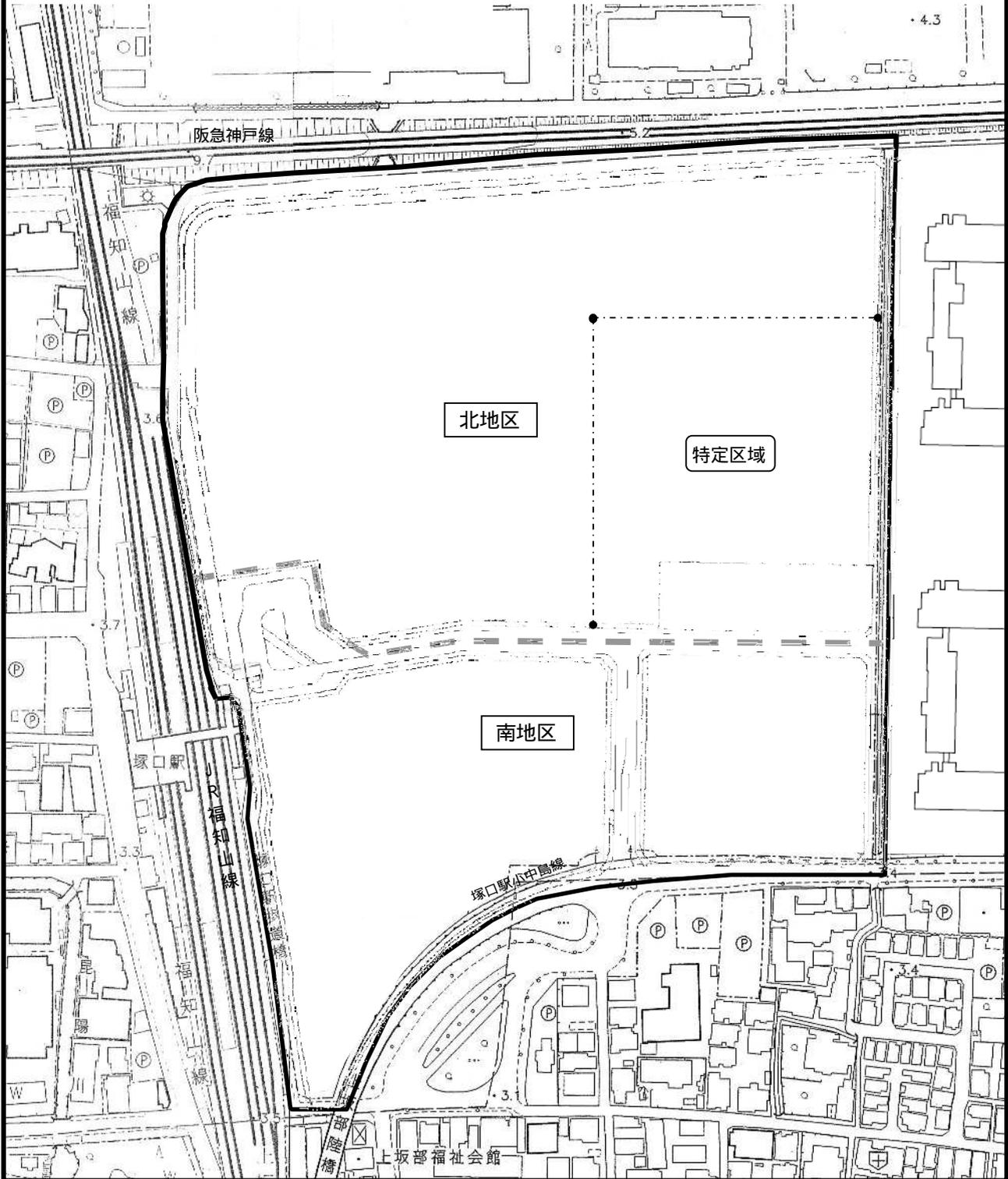
J R塚口駅東地区(約9.7ha)地区計画区域図

別図

地区計画の区域 ————  
地区の境界 - - - - -



0 50m 100m





尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>（駐車場の供用日等）</p> <p>第5条 駐車場の供用日及び利用時間は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、<u>供用日若しくは利用時間</u>を変更し、又は臨時に駐車場の全部若しくは一部の供用を停止することができる。</p>	<p>（駐車場の供用日等）</p> <p>第5条 駐車場の供用日及び利用時間は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、<u>供用日及び利用時間</u>を変更し、又は臨時に駐車場の全部若しくは一部の供用を停止することができる。</p>
<p>（駐車許可）</p> <p>第6条 駐車場を利用しようとする者は、自転車等1台ごとに、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「<u>駐車許可</u>」という。）をしないものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>駐車場の施設又は設備その他の物件（以下「<u>付属設備</u>」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。</u></p> <p>(5) <u>その他駐車場の管理上支障があるとき。</u></p> <p>3 略</p>	<p>（駐車許可）</p> <p>第6条 駐車場を利用しようとする者は、自転車等1台ごとに、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「<u>駐車許可</u>」という。）をしないものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>駐車場の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。</u></p> <p>(5) <u>その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u></p> <p>3 略</p>
<p>（禁止行為）</p> <p>第13条 許可利用者は、駐車場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>駐車場の施設若しくは付属設備又は他の自転車等を汚損し、又は毀損すること。</u></p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第13条 許可利用者は、駐車場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>駐車場の施設若しくは設備又は他の自転車等を汚損し、又は毀損すること。</u></p> <p>(3)～(7) 略</p>
<p>（駐車場の管理）</p> <p>第19条 駐車場（尼崎市立 JR 尼崎駅南自転車駐車場、尼崎市立 JR 尼崎駅北自転車駐車場及び尼崎市立 JR 尼崎駅北原動機付自転車駐車場に限る。第23条第1号及び第3号並びに第24条において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人等であって市長が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせることができる。</p>	<p>（駐車場の管理）</p> <p>第19条 駐車場（尼崎市立 JR 尼崎駅南自転車駐車場、尼崎市立 JR 尼崎駅北自転車駐車場及び尼崎市立 JR 尼崎駅北原動機付自転車駐車場に限る。<u>第21条</u>、第23条第1号及び第3号並びに第24条において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人等であって市長が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせることができる。</p>

尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>( 駐車券等 )</p> <p>第 8 条 市長は、駐車許可をしたときは、<u>当該駐車許可を申請した者に利用許可書及び駐車券（一時利用に係る駐車許可にあっては、駐車券に限る。）を交付するものとする。ただし、規則で定める駐車場について一時利用に係る駐車許可をしたときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>( 駐車券等 )</p> <p>第 8 条 市長は、駐車許可をしたときは、<u>利用許可書及び駐車券（一時利用に係る駐車許可にあっては、駐車券に限る。）を駐車許可を受けようとする者に交付するものとする。</u></p> <p>2 略</p>
<p>( 料金 )</p> <p>第 1 0 条 許可利用者( 定期許可利用者にあっては、更新許可を受けた者を含む。以下同じ。 )は、次に掲げる駐車場の利用の区分に応じ、当該号に定める<u>金額の範囲内で規則で定める額の駐車料金</u>( 以下「料金」という。 )を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合においては、後納しなければならない。</p> <p>(1) 一時利用 別表第 2 の左欄に掲げる自転車等の区分に応じ、<u>それぞれ同表の右欄に掲げる金額</u></p> <p>(2) 定期利用 別表第 3 の左欄に掲げる自転車等の区分に応じ、<u>それぞれ同表の右欄に掲げる金額</u></p> <p>2 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、<u>定期利用にかかる料金</u>( 以下「定期利用料」という。 )を減免することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>( 料金 )</p> <p>第 1 0 条 許可利用者( 定期許可利用者にあっては、更新許可を受けた者を含む。以下同じ。 )は、次に掲げる駐車場の利用の区分に応じ、当該号に定める駐車料金( 以下「料金」という。 )を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合においては、後納しなければならない。</p> <p>(1) 一時利用 別表第 2 <u>に定める料金</u></p> <p>(2) 定期利用 別表第 3 <u>に定める料金</u>( 以下「定期利用料」という。 )</p> <p>2 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、<u>定期利用料</u>を減免することができる。</p> <p>3 略</p>
<p>( 不法駐車等に対する措置 )</p> <p>第 1 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自転車等を市長が指定する場所に移動させ、これを保管することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>その他市長が駐車場の管理上移動させる必要があると認める自転車等</u></p>	<p>( 不法駐車等に対する措置 )</p> <p>第 1 5 条 市長は、次のいずれかに該当する自転車等を市長が指定する場所に移動させ、これを保管することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>( 駐車場の管理 )</p> <p>第 1 9 条 駐車場の管理は、地方自治法( 昭和</p>	<p>( 駐車場の管理 )</p> <p>第 1 9 条 駐車場( 尼崎市立JR尼崎駅南自転車駐車</p>

22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人等であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

別表第1

名称	位置	自転車等の種別
略		
尼崎市立JR尼崎駅北自転車駐車場	尼崎市潮江1丁目	自転車
尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場	尼崎市竹谷町2丁目	自転車

別表第2

区分	料金
自転車	1日1回につき 150円
原動機付自転車	1日1回につき 300円
摘要 規則で定める場合における料金の算定方法は、規則で定める。	

備考 略

場、尼崎市立JR尼崎駅北自転車駐車場及び尼崎市立JR尼崎駅北原動機付自転車駐車場に限る。第23条第1号及び第3号並びに第24条において同じ。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人等であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

別表第1

名称	位置	自転車等の種別
略		
尼崎市立JR尼崎駅北自転車駐車場	尼崎市潮江1丁目	自転車
尼崎市立JR尼崎駅北原動機付自転車駐車場	尼崎市潮江1丁目	原動機付自転車
尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場	尼崎市竹谷町2丁目	自転車

別表第2

	区分	料金
自転車	尼崎市立立花駅第1自転車駐車場	1日1回につき 150円
	尼崎市立立花駅第2自転車駐車場	
	尼崎市立立花駅第3自転車駐車場	
	尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場	
	尼崎市立武庫之荘駅第1自転車駐車場	
	尼崎市立JR尼崎駅南自転車駐車場	
原動機付自転車	尼崎市立立花駅第2自転車駐車場	1日1回につき 300円
	尼崎市立立花駅第3自転車駐車場	
	尼崎市立JR尼崎駅北原動機付自転車駐車場	

摘要

- 第4条第2項の規定により自転車等を駐車場に駐車させるときは、自転車にあつては自転車の項に掲げる駐車場に、原動機付自転車にあつては原動機付自転車の項に掲げる駐車場に駐車させるものとみなす。
- 規則で定める場合における料金の算定方法は、規則で定める。

備考 略

別表第3

区 分	料 金	
	1月	3月
自 転 車	2,100円	5,900円
原動機付自転車	2,900円	8,200円

備考 略

別表第3

区 分	料 金	
	1月	3月
自 転 車	2,100円	5,900円
尼崎市立立花駅第1自転車駐車場		
尼崎市立立花駅第2自転車駐車場		
尼崎市立立花駅第3自転車駐車場		
尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場		
尼崎市立武庫之荘駅第1自転車駐車場		
尼崎市立JR尼崎駅南自転車駐車場		
尼崎市立JR尼崎駅北自転車駐車場		
尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場		
尼崎市立立花駅第4自転車駐車場	1,700円	4,800円
尼崎市立立花駅第5自転車駐車場	1,500円	4,200円
尼崎市立立花駅第6自転車駐車場		
尼崎市立立花駅第7自転車駐車場		
原動機付自転車	2,500円	7,100円
尼崎市立立花駅第5自転車駐車場		
尼崎市立立花駅第6自転車駐車場		
尼崎市立立花駅第7自転車駐車場		
尼崎市立JR尼崎駅北原動機付自転車駐車場		

摘要 この表の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる駐車場の区画の料金については、当該区画の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

区 分	料 金	
	1月	3月
自転車	1,300円	3,700円
尼崎市立立花駅第5自転車駐車場5Cゾーン		
尼崎市立立花駅第6自転車駐車場6Cゾーン		
原動機付自転車	2,900円	8,200円
尼崎市立立花駅第5自転車駐車場5Dゾーン		

備考 略

尼崎市指定管理者選定委員会条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>別表第1</p> <p>1～21 略</p> <p>22 <u>尼崎市立立花駅第1自転車駐車場、尼崎市立立花駅第2自転車駐車場、尼崎市立立花駅第3自転車駐車場、尼崎市立立花駅第4自転車駐車場、尼崎市立立花駅第5自転車駐車場、尼崎市立立花駅第6自転車駐車場、尼崎市立立花駅第7自転車駐車場、尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場及び尼崎市立武庫之荘駅第1自転車駐車場（以下「立花駅等自転車駐車場」という。）</u></p> <p>23 <u>尼崎市立 JR 尼崎駅南自転車駐車場及び尼崎市立 JR 尼崎駅北自転車駐車場（以下「JR 尼崎駅自転車駐車場」という。）</u></p> <p>24 <u>尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場（以下「出屋敷駅自転車駐車場」という。）</u></p> <p>25 <u>橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚つり公園（軟式野球場及び多目的運動広場に限る。）（以下「橘公園等」という。）</u></p> <p>26 <u>尼崎市立魚つり公園（魚釣施設及び駐車場に限る。以下「魚釣施設等」という。）</u></p> <p>27 <u>尼崎市立北図書館</u></p> <p>28 <u>尼崎市立美方高原自然の家</u></p> <p>備考 第8項から第10項まで、第18項、第19項、第22項、第23項、第25項及び第26項に掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p> <p>別表第2</p> <p>1～11 略</p> <p>12 <u>立花駅等自転車駐車場、JR尼崎駅自転車駐車場及び出屋敷駅自転車駐車場</u></p> <p>13～16 略</p> <p>備考 略</p>	<p>別表第1</p> <p>1～21 略</p> <p>22 <u>尼崎市立JR尼崎駅南自転車駐車場、尼崎市立JR尼崎駅北自転車駐車場及び尼崎市立JR尼崎駅北原動機付自転車駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）</u></p> <p>23 <u>橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚つり公園（軟式野球場及び多目的運動広場に限る。）（以下「橘公園等」という。）</u></p> <p>24 <u>尼崎市立魚つり公園（魚釣施設及び駐車場に限る。以下「魚釣施設等」という。）</u></p> <p>25 <u>尼崎市立北図書館</u></p> <p>26 <u>尼崎市立美方高原自然の家</u></p> <p>備考 第8項から第10項まで、第18項、第19項及び第22項から第24項までに掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p> <p>別表第2</p> <p>1～11 略</p> <p>12 <u>自転車等駐車場</u></p> <p>13～16 略</p> <p>備考 略</p>

## &lt;平成26年6月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第89号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約について(園和小学校校舎等改築工事)				
内 容					
1	契約の相手方 神戸市兵庫区小河通2丁目2番5号 NIPPPO・吉川組共同企業体 代表者 株式会社NIPPPO兵庫統括事業所 所長 大場 信秀				
2	契約金額 2,332,800,000円(金額は消費税等相当額8%を含む。)				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成26年5月14日				
5	工事内容 校舎及び体育館改築工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 4階建て 1棟 敷地面積 17,321.99平方メートル 建築面積 4,156.11平方メートル 延べ面積 11,853.90平方メートル (主な諸室)普通教室、特別教室(図書室、生活教室、コンピュータ教室、視聴覚教室、理科教室、家庭教室、図画工作教室、音楽教室等)、多目的スペース、管理諸室、給食室 既存校舎等解体工事(校舎、体育館等) 屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等) 旧給食室棟改修工事				
6	工期 契約締結の日から690日間				



&lt; 平成 2 6 年 6 月定例会 &gt;

種 別	その他	番 号	議案第 9 0 号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当												
件 名	工事請負契約について ( 園和小学校校舎等改築工事のうち電気設備工事 )																
内 容																	
1	契約の相手方 尼崎市瓦宮 1 丁目 9 番 1 5 号 栄興電機工業株式会社 代表取締役 小坂 圭一																
2	契約金額 2 7 4 , 1 0 4 , 0 0 0 円 ( 金額は消費税等相当額 8 % を含む。 )																
3	契約の方法 一般競争入札 ( 制限付 )																
4	開札年月日 平成 2 6 年 5 月 1 9 日																
5	工事内容 電気設備工事 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受変電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">幹線設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動力・電灯設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">弱電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">旧給食室棟改修工事に係る電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">屋外電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> </table>					受変電設備工事	一式	幹線設備工事	一式	動力・電灯設備工事	一式	弱電設備工事	一式	旧給食室棟改修工事に係る電気設備工事	一式	屋外電気設備工事	一式
受変電設備工事	一式																
幹線設備工事	一式																
動力・電灯設備工事	一式																
弱電設備工事	一式																
旧給食室棟改修工事に係る電気設備工事	一式																
屋外電気設備工事	一式																
6	工期 契約締結の日から 6 9 0 日間																



&lt;平成26年6月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第91号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当														
件 名	工事請負契約について(園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事)																		
内 容																			
1	契約の相手方 尼崎市南初島町10番地の149 株式会社阪神設備工業所 代表取締役 岡本 太一																		
2	契約金額 287,496,000円(金額は消費税等相当額8%を含む。)																		
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)																		
4	開札年月日 平成26年5月19日																		
5	工事内容 機械設備工事 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>空調設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>換気設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>衛生器具設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>排水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給湯設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>消火設備工事</td><td>一式</td></tr> </table>					空調設備工事	一式	換気設備工事	一式	衛生器具設備工事	一式	給水設備工事	一式	排水設備工事	一式	給湯設備工事	一式	消火設備工事	一式
空調設備工事	一式																		
換気設備工事	一式																		
衛生器具設備工事	一式																		
給水設備工事	一式																		
排水設備工事	一式																		
給湯設備工事	一式																		
消火設備工事	一式																		
6	工期 契約締結の日から690日間																		

## 開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 6 年 5 月 1 9 日
件 名	園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事		
落 札 者 名	(株)阪神設備工業所	落 札 金 額	266,200,000円
予 定 価 格	299,370,000円	最低制限価格	254,464,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株)阪神設備工業所	266,200,000		
(株)竹内工業所	273,000,000		
三協設備(株)	293,000,000		
(株)田中水道工業所	305,880,000		予定価格超過
中條建設工業(株)	318,000,000		予定価格超過

( 金額は消費税等相当額 8 % を含まない。 )

&lt;平成26年6月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第92号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約の変更について(水堂小学校南棟改築等工事)				
内 容					
1	<p><b>変更理由</b></p> <p>既存南棟の外壁塗装材、空調用配管等の保温材及び配管接続部のシール材についてアスベスト含有調査を実施した結果、アスベストの含有が判明し、法令に基づき適正に除去、処分を行う必要が生じたこと等に伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。</p>				
2	<p><b>契約の相手方</b></p> <p>神戸市中央区磯上通4丁目1番6号 東洋・光邦特定建設工事共同企業体 代表者 東洋建設株式会社神戸営業所 所長 浅野 恒平</p>				
3	<p><b>契約金額</b></p> <p>変更前 1,241,100,000円(金額は消費税等相当額5%を含む。) 変更後 1,316,965,680円(金額は消費税等相当額5及び8%を含む。) 増 額 75,865,680円(金額は消費税等相当額8%を含む。)</p>				
4	<p><b>変更内容</b></p> <p>(1) 石綿含有建材の法令に基づく除去の追加 (2) 内装仕上げの変更</p>				
5	<p><b>契約工期</b></p> <p>平成24年10月9日から平成27年3月20日まで(変更なし)</p>				



&lt;平成26年6月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第93号	所 管	学校保健課
件 名	調停及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について				
内 容					
<p>1 調停理由</p> <p>平成22年2月、当時、尼崎市立塚口小学校の6年生であった福山型先天性筋ジストロフィーを発症している申立人が、同校の担任教諭から車椅子と便座との間の身体移動の介助を受けた際に右上腕骨を骨折し、後遺障害が残ったとして、本市に対し、相当額の損害賠償を求めて、平成25年9月に尼崎簡易裁判所に調停を申し立てたところ、本年2月に同裁判所から調停条項が提示された。当該調停については、当事者間ではなく第3者である調停委員からの提案であること、また、調停に応じることにより早期解決が図ることができ、長期化による双方の負担の増大を避けられること、さらに本市が加入する損害保険会社から、全額、保険金額の補てんがあることなど、調停条項は本市として受け入れることが可能な内容であると判断できるため、議決を求める。</p> <p>2 当事者</p> <p>(1) 申立人              上記法定代理人親権者            父             母 </p> <p>(2) 相手方            尼崎市 代表者 稲村 和美</p> <p>3 調停条項の内容</p> <p>(1) 相手方は、申立人に対し、本件損害賠償金として、426万1051円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 相手方は、申立人に対し、前号の金員を、平成26年8月10日限り、申立人に持参し、又は送金して支払う。</p> <p>(3) 申立人は、その余の請求を放棄する。</p> <p>(4) 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間で、本件に関し、本調停条項に定めるほか、他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>(5) 調停費用は、各自の負担とする。</p>					



